

## 参考資料

- 1 青梅市生涯学習推進市民会議設置要綱
- 2 青梅市生涯学習推進市民会議委員名簿
- 3 青梅市生涯学習推進本部設置要綱
- 4 青梅市生涯学習推進本部構成員名簿
- 5 青梅市生涯学習推進本部庁内推進会議構成員名簿
- 6 青梅市生涯学習推進市民会議・青梅市生涯学習推進本部・庁内推進会議開催経過

## 青梅市生涯学習推進市民会議設置要綱

### 1 設置

青梅市における生涯学習の効果的な推進を図るため、青梅市生涯学習推進市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

市民会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習推進施策のための意見および提言に関すること。
- (2) 生涯学習関係機関および団体の連携と協力の促進に関すること。
- (3) その他生涯学習の推進に関し必要な事項

### 3 組織

市民会議は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員15人をもって組織する。

- (1) 学識経験者 5人
- (2) 市内関係団体の代表者 10人

### 4 委員の任期

委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### 5 議長、副議長の選出および職務等

- (1) 市民会議に議長および副議長を置き、委員の互選により定める。
- (2) 議長は、市民会議を代表し、会務を総理する。
- (3) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 6 会議

- (1) 市民会議は、必要に応じて議長が招集する。
- (2) 議長は、必要があると認めるときは、市民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### 7 部会

- (1) 市民会議は、効率的な運営を図るため、部会を置くことができる。
- (2) 部会の構成および運営に関しては、市民会議が定める。

### 8 個人情報保護義務

委員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### 9 庶務

市民会議の庶務は、生涯学習推進担当課において処理する。

### 10 その他

この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、市民会議が定める。

### 11 実施期日

この要綱は、平成10年9月1日から実施する。

### 12 経過措置

この要綱の一部改正は、平成23年4月1日から実施する。

青梅市生涯学習推進市民会議委員名簿

(平成26年3月31日現在)

市民会議	氏 名	選 出 区 分
議長	森 田 昭 子	要綱第3項第1号
委員	鈴 木 直 人	
〃	徳 長 邦 彦	
〃	永 村 隆	
〃	榊 原 八 朗	
〃	小 倉 正 明	
〃	稲 葉 恭 子	
副議長	林 義 巳	要綱第3項第2号
委員	加 藤 彪	
〃	清 水 洋 邦	
〃	増 子 ま す み	
〃	関 塚 文 比 古	
〃	増 田 透	
〃	沖 山 恵 子	
〃	大 野 友 江	
〃	辻 澤 美 智 枝	
〃	戸 井 田 圭 子	
〃	吉 川 博 千	
〃	土 屋 弘	

## 青梅市生涯学習推進本部設置要綱

### 1 設置

青梅市における生涯学習推進の施策および事業を総合的にとらえ、生涯学習関連行政を効果的に推進するため、青梅市生涯学習推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

### 2 所掌事項

推進本部は、次の事項を所掌する。

- (1) 生涯学習の施策にかかる基本方針の策定に関すること。
- (2) 生涯学習推進計画の策定に関すること。
- (3) 生涯学習の施策にかかる協議、総合調整および推進に関すること。
- (4) 庁内推進会議および生涯学習推進市民会議の決定された事項の承認に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に関する必要な事項

### 3 組織

推進本部は、それぞれ次の職にある者をもって組織する。

- (1) 本部長 市長
- (2) 副本部長 副市長、教育長
- (3) 本部員 病院事業管理者、青梅市経営会議規則（昭和44年規則第27号）第2条第1号に規定する部長および議会事務局長

### 4 本部長および副本部長

- (1) 本部長は、推進本部を統括する。
- (2) 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

### 5 会議

- (1) 会議は、必要に応じて本部長が招集し、会議の議長となる。
- (2) 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

### 6 庁内推進会議

推進本部に、庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- (1) 推進会議は、社会教育担当部長主宰の下に、別表に定める職にある者をもって組織する。
- (2) 社会教育担当部長は、必要があると認めるときは、推進会議に前号に定める者以外のものの出席を求めることができる。
- (3) 推進会議は、推進本部に付議する事案および推進本部で決定した事項の実施に必要な事項を協議する。
- (4) 推進会議に、必要に応じて部会を設けることができる。

### 7 庶務

推進本部の庶務は、生涯学習推進担当課が処理する。

### 8 その他

この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

### 9 実施期日

この要綱は、平成8年8月1日から実施する。

## 10 経過措置

- (1) この要綱の一部改正は、平成11年4月1日から実施する。
- (2) この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から実施する。
- (3) この要綱の一部改正は、平成16年10月1日から実施する。
- (4) この要綱の一部改正は、平成19年4月1日（以下「実施日」という。）から実施する。ただし、実施日において現に在職する収入役については、その者が在職する期間に限り、改正後の青梅市生涯学習推進本部設置要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (5) この要綱の一部改正は、平成20年4月1日から実施する。
- (6) この要綱の一部改正は、平成21年4月1日から実施する。
- (7) この要綱の一部改正は、平成22年4月1日から実施する。
- (8) この要綱の一部改正は、平成25年7月5日から実施する。

## 別表

### 青梅市生涯学習推進本部庁内推進会議構成員

企画部企画調整課長  
財務部市民税課長  
防災安全部防災課長  
防災安全部生活安全課長  
市民部市民活動推進課長  
市民部体育課長  
環境経済部環境政策課長  
環境経済部商工観光課長  
環境経済部農林課長  
健康福祉部高齢介護課長  
健康福祉部障がい者福祉課長  
健康福祉部健康課長  
子ども家庭部子ども家庭支援課長  
都市整備部公園緑地課長  
総合病院管理課長  
教育部指導室長  
教育部社会教育課長  
教育部文化課長  
教育部中央図書館管理課長

青梅市生涯学習推進本部構成員名簿

(平成26年3月31日現在)

推進本部	役職	氏名	備考
本部長	市長	竹内俊夫	
副本部長	副市長	下田掌久	平成25年12月31日退任
		池田央	平成26年1月1日就任
〃	教育長	畑中茂雄	平成25年12月31日退任
		岡田芳典	平成26年1月1日就任
本部員	病院事業管理者	原義人	
〃	企画部長	岡田芳典	平成25年12月31日退任
		岩波秀明	平成26年1月1日就任
〃	総務部長	池田央	平成25年12月31日退任
		島崎昌之	平成26年1月1日就任
〃	財務部長	富澤邦男	
〃	防災安全部長	築地明	
〃	市民部長	岩波秀明	平成25年12月31日退任
		高橋秀夫	平成26年1月1日就任
〃	環境経済部長	水村和朗	
〃	健康福祉部長	松岡俊夫	
〃	子ども家庭部長	神尾和弘	
〃	建設部長	古屋正治	
〃	都市整備部長	小島晴夫	
〃	事業部長	平野雅則	
〃	会計管理者	恒益基樹	
〃	総合病院事務局長	大谷繁	
〃	議会事務局長	加藤秀夫	
〃	教育部長	清水宏	

青梅市生涯学習推進本部庁内推進会議構成員名簿

(平成26年3月31日現在)

庁内会議	役 職	氏 名	備 考
議長	教育部長	清水 宏	
委員	企画部企画調整課長	小山 高 義	
〃	財務部市民税課長	萩原 宏 志	
〃	防災安全部防災課長	柳内 賢 治	
〃	防災安全部 生活安全課長	高野 佳 弘	
〃	市民部 市民活動推進課長	並木 伸 二	平成25年12月31日退任
		石川 裕 之	平成26年1月1日就任
〃	市民部体育課長	高橋 秀 夫	平成25年12月31日退任
		並木 伸 二	平成26年1月1日就任
〃	環境経済部 環境政策課長	青柳 和 広	
〃	環境経済部 商工観光課長	伊藤 博 司	
〃	環境経済部農林課長	伊藤 英 彦	
〃	健康福祉部 高齢介護課長	武藤 裕 代	
〃	健康福祉部 障がい者福祉課長	川杉 桂 一郎	
〃	健康福祉部健康課長	齋藤 剛 一	
〃	子ども家庭部 子ども家庭支援課長	関塚 浩	
〃	都市整備部 公園緑地課長	高水 靖 志	
〃	総合病院管理課長	大沢 正 美	
〃	教育部指導室長	山口 茂	
〃	教育部社会教育課長	朱 通 智	
〃	教育部文化課長	石川 裕 之	平成25年12月31日退任
		浜中 茂	平成26年1月1日就任
〃	教育部 中央図書館管理課長	星野 和 弘	